

# 規制の事前評価書

法令案の名称：スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第  
三条第一項の事業の規模を定める政令案

規制の名称：特定ソフトウェア事業者の指定に係る事業の規模基準

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：公正取引委員会事務総局経済取引局総務課デジタル市場企画調査室

評価実施時期：令和6年10月

## 1 規制の必要性・有効性

### 【新設・拡充】

#### <法令案の要旨>

スマートフォンが国民生活及び経済活動の基盤となっていることに鑑み、スマートフォンを利用した事業に係る競争環境を整備するため、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和6年法律第58号。以下「法」という。）は、スマートフォンの利用に特に必要な特定のソフトウェア（モバイルOS、アプリストア、ブラウザ、検索エンジン。これらを総称して「特定ソフトウェア」という。）の提供等を行う事業者を指定し、特定ソフトウェア等に係る競争を制限するおそれのある行為を禁止する等の措置を講ずることとしている。

本規制（政令案）は、法の規律の対象となる特定ソフトウェア提供者の指定のため、特定ソフトウェアの種類ごとに、その事業の規模を定めるものである。

#### <規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

総務省の「令和4年通信利用動向調査」によると、令和4年に、スマートフォンは、90.1%の世帯に普及した。スマートフォンが、国民生活及び経済活動の基盤となる中で、特定ソフトウェアを提供する事業者は、特定少数の有力な事業者による寡占状態である。当該事業者が、スマートフォン向けのアプリ提供事業者等に対して、自ら提供する商品又は役務の利用の義務付け等の行為を行うことによって、特定ソフトウェアに係る公正かつ自由な競争が妨げられている。一方、特定ソフトウェアに係る市場については、新規参入等の市場機能による自発的是正が困難であり、また、独占禁止法による個別事案に即した対応では、立証活動に著しく時間を要するとの課題があることから、公正かつ自由な競争を回復することが困難である。これらの問題については、公正取引委員会が行った「モバイルOS等に関する実態調査」（令和5年2月公表）や、デジタル市場競争会議が行った「モバイル・エコシステムに関する競争評価」においても確認されている。

こうした課題の解決には、実効性を持った規律を課す必要があるとして法が制定されたところであり、その規制の対象となる事業者については、法において、政令により定める事業の規模以上の特定ソフトウェア事業者を指定することとされている。そこで、当該規模を定める必要がある。

#### <必要となる規制新設・拡充の内容>

特定ソフトウェア事業者の指定のための特定ソフトウェアの種類ごとの事業規模の制定

## 2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

### 【新設・拡充】

## <その他の規制手段の検討状況>

■検討した □検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由)

法第3条第1項は、「特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が他の事業者の事業活動を排除し、又は支配し得るものとして特定ソフトウェアの種類ごとに利用者の数その他の当該事業の規模を示す指標により政令で定める規模以上であるものを・・・指定するものとする」として、特定ソフトウェア事業者の指定のための事業の規模の基準について政令で定めることとしているところ、その基準については、法所定の禁止行為を行った場合に他の事業者の事業活動を排除し、又は支配し得る者を過不足なく規制対象事業者として指定できるものとする必要がある。そして、特定ソフトウェアに係る市場の特性等を踏まえると、我が国におけるスマートフォンの利用者の実数の40%相当が特定ソフトウェアを利用するという事業規模を有する有力な特定ソフトウェア事業者が法所定の行為を行うと「他の事業者の事業活動を排除し、又は支配し得る」と考えられる。当該基準よりも高い基準を設けた場合、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配し得る者が規制の対象外となり、法の目的を達成できないおそれがある。また、当該基準よりも低い基準を設けた場合、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配し得る者に該当しないものが法の規制の対象となるおそれが生ずる。したがって、本規制（政令案）では、各特定ソフトウェア（検索エンジンにあっては、検索エンジンを用いた検索役務）について、我が国におけるスマートフォンの利用者の実数（約1億人）の40%程度に相当する「4000万人」を基準とするものである。

## <その他非規制手段の検討状況>

□非規制手段を全く導入しておらず、今回初めて検討した

□非規制手段を全く導入しておらず、今回も検討しなかった

□非規制手段を既に導入しているが、別途の非規制手段も検討した

■非規制手段を既に導入しているため、検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容)

公正取引委員会は、事業者のイノベーションを阻害するような独占禁止法・競争政策上問題となる取引慣行等に対しては、違反行為を排除して競争を回復させる独占禁止法の厳正かつ的確な執行のほか、実態調査を通じて取引慣行の改善等を提言することにより、関係事業者に対して競争環境を整備する対応を促すなどの取組が重要な役割を果たすとの認識の下、非規制手段である実態調査等を通じた競争環境の整備にも力を入れて取り組んでいる。

公正取引委員会は、これまでも様々な実態調査を積極的に行っており、実態調査において把握した事実等に基づき、報告書やガイドラインとして取りまとめ、独占禁止法上・競争政策上の問題点・論点を指摘して、関係事業者や関係事業者団体による取引慣行の自主的な改善を促すことを通じ、競争環境の整備を図ってきた。

一方で、このような取組は、事業者の自主性に依存することから、報告書やガイドラインにおいて指摘した独占禁止法上の問題点について、自主的な改善等が行われない場合には、違反の疑いのある行為を是正することは困難である。

法に関連して、モバイルOS等に関する実態調査を実施し、調査結果を取りまとめた報告書を公表した。当該実態調査報告書では、モバイルOS市場及びアプリ流通サービス市場について、現状では、Google及びAppleが提供するモバイルOSやアプリストアについて十分な競争圧力が働いていないと評価し、アプリ流通サービス市場その他周辺市場における自社優遇行為の防止、モバイルOS市場及びアプリ流通サービス市場における健全な競争環境の確保を推進することが望ましい旨を提言している。加えて、Google及びAppleの自主的な取組のみで実効性が確保されるとは限らないことから、その実効性を確保するため、必要な範囲で法律による制度整備により担保することが有効と提言している。

以上より、特定ソフトウェアについて、公正取引委員会では非規制手段である実態調査を通じた問題行為の改善を促す取組を既に実施しているが、その実効性を確保するためには法整備が必要であることから、これ以外の非規制手段は検討せず、より制限の強い規制手段を導入することとしたものが法であり、上記の考え方は本規制（政令案）の立案時点である現在においても変わらない。

### 3 効果（課題の解消・予防）の把握

#### 【新設・拡充】

本規制の導入（政令の制定）及びこれに伴う法の規制の適用により、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争、すなわち、特定ソフトウェアを提供する事業者間の競争及びスマートフォンを利用して商品又は役務を提供する事業者間の競争が促進されることが期待される。例えば、他の事業者がアプリストアを提供することを妨げてはならない旨の規制を設けることで、サードパーティアプリストアの参入が容易になり、ユーザーが多様なアプリストアを選択可能になる。さらに、アプリストア間の競争が生じることで、アプリ提供事業者の手数料負担が軽減される、といった効果が期待される。

他方で、こうした本規制の具体的な競争促進効果の影響を、規制導入に先立って定量的に把握することは、関連する市場状況や事業者の経営判断次第で規制導入後の結果が変わり得るため現状では困難である。一方で、法と同様の規制であるデジタル市場法（DMA : Digital Markets Act）の本格的な運用が本年3月から開始された欧州の状況を見ると、アプリストアの手数料の引下げやサードパーティ事業者によるアプリストアの参入の意向表明が行われるなどしている。そのため、このような欧州の状況も参考にしつつ、事後評価書を作成するまでに、法について効果が発現すると考えられる主な項目として、例えば、以下の実績値を3年分把握し、事後的に法の影響を定量的に検証することが考えられる。

- (1) 新たに提供が開始されたアプリストア数
- (2) アプリストアの手数料の水準
- (3) アプリ内で利用可能な課金システム数
- (4) ブラウザの構成要素とされるブラウザ・検索エンジンの数

### 4 負担の把握

#### 【新設・拡充】

##### <遵守費用>

本規制（政令案）は、法の規律の対象となる特定ソフトウェア提供者の指定のため、特定ソフトウェアの種類ごとに、その事業の規模を定めるものである。これにより、特定ソフトウェア提供者には、自身が行う特定ソフトウェアの提供等の事業が政令で定める規模以上に該当するかを確認するための作業等の費用が発生し、また、政令で定める規模以上に該当する場合には、前記の費用に加え、その規模を届け出するための作業等の費用が発生することが想定される。この点、政令案で定める予定の規模はその特定ソフトウェア等を利用する国内のスマートフォンの利用者の数が4000万人というものであり、当該規模に至る可能性のある限られた特定ソフトウェア事業者のみに当該確認の負担が生じるため、政令で定める規模以上に該当するかを確認するための作業等に発生する遵守費用は小さいものと考えられる。さらに、実際に届出の負担が生ずるのは、政令で定める規模以上に該当する特定ソフトウェア事業者についてのみであり、かつ、届出を要する場合も定められた一つの指標（特定ソフトウェアを利用する国内のスマートフォンの利用者の数）を届け出のみのものであることから、事業者の追加的な遵守費用は小さいものと考えられる。

事後評価までに、上記に係る費用について、指定事業者との継続的なコミュニケーションを図りながら、把握していくことに努める。

### <行政費用>

事業者から提出された情報を基に、政令で定めた基準に該当するか審査を行い、指定するための審査費用が想定される。

なお、具体的な人員や体制については、事後評価までに定量的な数値の把握が可能と考えられる。

### <その他の負担>

該当なし

## 5 利害関係者からの意見聴取

### 【新設・拡充】

■意見聴取した □意見聴取しなかった

政令案の立案過程においては、規制対象事業者となり得る国内外の事業者に対して情報提供を求めており、そのやり取りの中で意見を聴取している。

### <主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 急速な技術革新を特徴とするデジタル市場においては、主要なプレーヤーはすぐに変わる可能性があるため、事業規模の基準等については柔軟に見直すべきである。

### <関連する会合の名称、開催日>

- ・ 第2回 スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する検討会 令和6年10月25日

### <関連する会合の議事録の公表>

上記の会議の議事録は、公表するものとされている。

- ・ スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する検討会  
<https://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/kenkyukai/smlaw/katsudoujoukyou.html>

## 6 事後評価の実施時期

### 【新設・拡充、緩和・廃止】

### <見直し条項がある法令案>

該当なし

### <上記以外の法令案>

- ・ 法は、施行後3年を目途として、法の規定の施行の状況を勘案し、法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとなっているところ、法の事後評価も法の施行後、3年を目途として実施することとしている。
- ・ 本規制に関する事後評価も、法の事後評価と併せて実施することを予定している。